

京都府庁旧本館に係る旧知事室等案内
・監視業務委託及び旧書記官室の貸付
に係る企画提案公募要領

平成21年3月5日

京 都 府

公募要領に関する問い合わせ先

京都府総務部府有資産活用課

電 話 075-414-5435 ファックス 075-414-5450

電子メールアドレス huyushisan@pref.kyoto.lg.jp

ホームページ URL <http://www.pref.kyoto.jp/sisan/>

目 次

第1 公募について.....	1
第2 事業の概要等.....	2
- 1 府庁日本館 旧知事室等の監視・案内業務の概要等.....	2
- 2 府庁日本館 旧書記官室の貸付.....	3
- 3 共通事項.....	3
1 公募日程等に関する事項.....	3
2 公募参加者の資格に関する事項.....	4
3 手続等について.....	4
4 公募要領に関する質問.....	5
5 提案審査の手続.....	5
6 事業者の選定方法.....	6
7 手続きにおける交渉の有無.....	6
8 契約書の締結等.....	6
9 その他.....	7

第1 公募について

国指定の重要文化財である京都府庁旧本館については、平成17年3月に策定された「京都府庁旧本館今後の利活用のあり方報告書」で示された「府民に開かれた府庁のシンボル」として実りある利活用を実現するため、旧知事室等の常時公開を行うなど府民の利活用を拡大する取組を進めている。

平成20年度は、これまでの成果をもとに、旧知事室等の単なる公開だけに留まらず、京都の歴史文化・観光の情報提供等にも対応できる体制によって府民サービスの充実を図り、旧本館の魅力を発信していくため、民間で実施が可能で、より質が高い府民サービスを提供できる事業は民間に委ねることとし、旧知事室等の公開に関する案内と監視の業務について、特定非営利活動法人（以下NPO法人という。）に委託を実施したところである。

また、府庁旧本館の旧書記官室（旧知事室等に隣接した部屋39.6㎡。以下「旧書記官室」という。）については、平成20年度より旧本館の文化財的価値と観光資源価値に対する理解が深く、旧本館の将来像の実現に資する活動を行うNPO法人に対し、その活動拠点となる事務室として貸し付けを行ったところである。

については、平成21年度において、旧知事室等の案内・監視業務を受託しようとするNPO法人と、旧書記官室を活動の拠点として借り受けようとするNPO法人からの企画提案を公募する。なお、一つのNPO法人が、案内・監視業務の受託と旧書記官室の貸付を合わせて企画提案することも可能とする。

この要領は、府が上記事業を実施するNPO法人を募集及び選定するに当たり、公募に参加しようとする者に交付するものである。

公募参加者は、本要領の内容を踏まえ、公募に必要な書類（以下「提出書類」という。）を提出するものとする。

なお、本要領に併せて交付する次の別添資料も公募要領の一部であり、これらの全資料を含めて「公募要領」とする。

- ・別添資料1 申請様式集
- ・別添資料2 審査基準
- ・別添資料3 業務仕様書
- ・別添資料4 業務委託契約書及び賃貸借契約書
- ・別添資料5 旧本館平面図

第2 事業の概要等

第2 - 1 府庁日本館 旧知事室等の案内・監視業務の概要等

(1) 事業名称等

京都府庁日本館に係る旧知事室等案内・監視業務委託

(2) 事業実施場所

京都府庁日本館旧知事室前室（北側隣接室）
（京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町）

(3) 事業期間

平成21年4月1日（貸付契約日）から平成22年3月31日までとする。

業務日は、府の休日（土曜日、日曜日及び祝日並びに12月29日から1月3日）を除く平日の9時30分から17時30分とする。

(4) 業務内容

選定された事業者は業務仕様書に基づき、案内・監視業務を適正に履行するものとする。

（主な業務内容）

- ア 府庁日本館 旧知事室、旧食堂及び正庁に来庁する者の案内及び監視
- イ 周辺観光施設その他の地域資源の情報提供など京都の歴史、文化及び観光の魅力宣伝

* 別添資料3を参照のこと。

(5) 案内及び監視する旧知事室等の概要

- ア 所 在 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都府庁内 府庁日本館2階中央～南東側
- イ 業務の対象とする部屋

旧知事室	約 55m ² （家具等含む）
旧食堂	約 40m ² （ " ）
正 庁	約128m ²

(6) 管理体制

案内業務時間中は、常時1名以上の体制を維持すること。

(7) 委託予定額の上限額

1,500千円（消費税込み）

(8) 契約保証金

京都府会計規則第159条第1項の規定に基づき契約保証金として、契約金額の100分の10に相当する額を徴する。ただし、京都府会計規則第159条第2項各号該当する場合は免除する。

第2 - 2 府庁日本館 旧書記官室の貸付

(1) 貸付対象居室

旧書記官室 39.6㎡

(2) 貸付期間

平成21年4月1日（貸付契約日）から平成22年3月31日まで

(3) 貸付用途

貸付を受けたNPO法人が直接、自己の事務用途に供するとともに、旧日本館の文化財的価値と観光資源価値に対する理解向上と、旧日本館の将来像の実現に資する活動についても実施するものとする。

(4) 貸付条件

現状有姿のまま貸し付けることとし、造作の変更や改修・改装等は認めない。

また、什器については、重要文化財である近代西洋建築物である旧日本館や旧書記官室の持つ雰囲気や損なわず、室内意匠と調和するもののみを持ち込むことを認めるものとする。

(5) NPO法人の事業

選定されたNPO法人は、承認を受けた場合を除き、貸付を受けた部屋において、物品販売等営利目的の行為を行ってはならない。

(6) 賃借料

月額 68,000円とする。

(7) 敷金

賃借料月額の3ヶ月相当分

第2 - 3 共通事項

1 公募日程等に関する事項

(1) 募集開始日

平成21年3月5日

(2) 契約担当者

京都府知事 山田 啓二

(3) 選定に係る日程

本事業の事業者選定に係る日程は、次のとおり予定している。

日 程（予定）	内 容
平成21年3月 5日	公募要領の公表
平成21年3月 9日	現地見学会
平成21年3月 5日～10日	公募要領に関する質問の受付
平成21年3月12日	公募要領に関する質問への回答
平成21年3月13日～17日	提案書の受付
平成21年4月 1日	委託契約及び賃貸借契約の締結

2 公募参加者の資格に関する事項

(1) 公募参加者の要件

ア 公募参加者は、歴史、文化及び観光並びにこれらに類する業務内容において、NPO法人の認証を得た団体とする。

イ 公募参加者は次の要件をすべて満たすこと。

(ア) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当する者でないこと。

(イ) 公募参加資格確認に必要な書類を提出する時に府税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

(2) 参加資格確認基準日

資格確認基準日は、提案書の提出期限日とする。

なお、契約締結までに参加資格要件を欠く事態が生じた場合は、失格とする。

3 手続等について

(1) 公募要領の交付

ア 交付期間 平成21年3月5日(木)から平成21年3月17日(火)までの間の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 交付場所 次の部署において無償で交付するとともに、京都府ホームページに掲載する。

京都市上京区下立売通西入藪ノ内町

京都府総務部府有資産活用課(京都府庁2号館1階)

電話 075-414-5435 ファクス 075-414-5450

ホームページ URL <http://www.pref.kyoto.jp/sisan/>

電子メールアドレス huyushisan@pref.kyoto.lg.jp

(2) 現地見学会

日時 平成21年3月9日(月) 午後1時から3時まで

場所 京都府庁旧本館2階 旧書記官室

参加申込 現地見学会への参加を希望する場合、平成21年3月6日(金)午後5時までに京都府総務部府有資産活用課(長谷川)まで参加人数を連絡すること。

4 公募要領に関する質問

公募要領に記載の内容に関して、次の要領により質問受付を行う。

- ア 受付期間 平成21年3月5日(木)から3月10日(火)午後5時まで
- イ 提出方法 質問の内容を簡潔にまとめ、質問書(別添資料1様式4)に必要事項を記入し、書面又は電子メールにより提出
- ウ 提出先 京都府総務部府有資産活用課(京都府庁2号館1階)
電話 075-414-5435 ファクス 075-414-5450
電子メールアドレス huyushisan@pref.kyoto.lg.jp
- エ 回答方法 受け付けた質問に対する回答は、平成21年3月12日(木)に、ファクス又は電子メールにより送付するとともに、京都府ホームページに掲示する。
なお、質問を行った法人名等は公表しない。
また、意見表明と解されるものについては、回答しない場合がある。

5 提案審査の手続

(1) 提案審査書類等の提出

公募参加者は提案審査書類を以下の方法により提出するものとする。

- ア 提出期間 平成21年3月13日(金)から平成21年3月17日(火)までの間(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)
- イ 提出場所 京都市上京区下立売通西入藪ノ内町
京都府総務部府有資産活用課(京都府庁2号館1階)
- ウ 提出書類 別添資料1に定められた書類
- エ 提出部数 正本1部、副本1部
- オ 提出方法 持参することとし、郵便及びファクスによる提出は認めない。

(2) 提出書類の取扱い

ア 著作権

公募参加者から提出された資料の著作権は、公募参加者に帰属する。ただし、本事業において公表、その他府が必要と認める時には、府は提案書の全部又は一部を無償で使用できるものとする。

また、契約に至らなかった公募参加者から提出された資料については、本事業の公表以外には公募参加者に無断で使用しない。

イ 提出書類の変更等の禁止

提出書類については、府が特に必要と認めた場合以外は、変更、差し替え又はは再提出は認めないこととする。

6 事業者の選定方法

公募参加者から提出された提案書類をもとに、庁内選考委員会において事業者を選定する。

(1) 審査手順

提出された提案内容に関する審査を、庁内選考委員会(以下「選考委員会」という。)において行う。

(2) 選考委員会の構成

選考委員会は、府職員3名で構成する。

(3) 審査基準

別添資料3のとおり。

(4) 事業者の選定

府は、選考委員会における事業者選定基準に基づいて、審査した提案書の審査結果を踏まえ、事業者を選定する。

(5) ヒアリングの実施

提案内容の説明を求める必要がある場合は、公募参加者にヒアリングを行うことがある。なお、その場合の詳細な日程等については、別途、公募参加者に対して通知するものとする。

(6) 審査結果の通知及び公表

府は、事業者選定後、速やかに公募参加者に対して審査結果を通知するとともに、京都府ホームページ等により審査結果を公表する。

7 手続きにおける交渉の有無

事業者選定後の契約手続きにおいて、公募条件の変更を伴う交渉は行わないこととする。

8 契約書の締結等

(1) 契約の締結

府は選定された事業者との間で、以下の契約を締結する。

ア 府庁旧本館に係る旧知事室等案内・監視業務 …… 委託契約書(別添資料4 - 1)

イ 府庁旧本館旧書記官室の貸付 …… 賃貸借契約書(別添資料4 - 2)

(2) 契約条件の変更

契約の締結に当たっては、軽微な事項を除き、公募要領で示した契約内容について、変更できないことに留意すること。

(3) 契約締結まで至らなかった場合

選定事業者が契約を締結しない場合、府は選定された事業者を除く公募参加者のうち、事業者選定基準に基づく評価の高い者から順に契約交渉を行うことがある。

9 その他

- (1) 本件企画提案に係る委託業者及び見積書の採用決定は、平成21年度予算の京都府議会の議決を条件として平成21年4月1日に行うこととする。
- (2) 本件企画提案に係る平成21年度予算が成立しない場合は、本件企画提案募集に係る手続きは無かったものとする。
- (3) 提案審査書類の作成・提出に要する経費及びヒアリングに要する経費は、前号に該当する場合を含め、提案者の負担とする。
- (4) 使用する言語は日本語、単位は計量法に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。